

広報

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

2017
No.680

11

平成29年
10月27日発行



阿見中学校区



竹来中学校区



朝日中学校区



第37回町民運動会の結果

- 阿見中地区 優勝:中央東 準優勝:富士団地 第3位:三区上
- 朝日中地区 優勝:本郷 準優勝:二区南 第3位:住吉
- 竹来中地区 優勝:飯倉・飯倉二区 準優勝:君島 第3位:島津



阿見中学校吹奏楽部



♪ランチタイムコンサート♪
朝日中学校吹奏楽部



竹来中学校吹奏楽部

主な内容

- まちの家計簿／平成28年度歳入歳出決算… 2
- 世界湖沼会議開催について…………… 10
- 障害者週間と障害者理解について…………… 12
- 平成30年度保育施設の入所案内…………… 14
- 『子宮けいがん検診』『乳がん検診』『骨粗しょう症検診』集団検診… 20

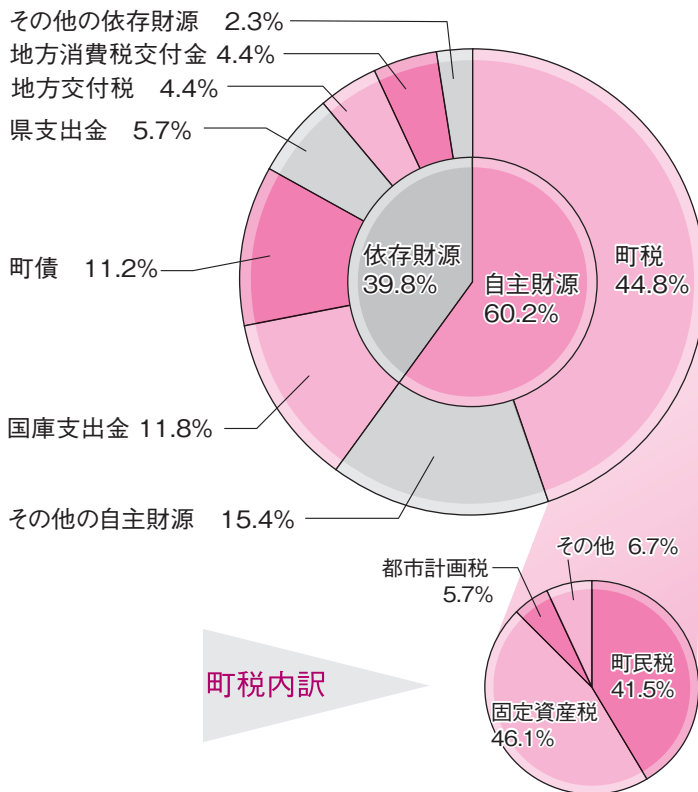
3年ぶりの開催『第37回町民運動会』

10月8日(日)、阿見中学校・朝日中学校・竹来中学校を会場に、清々しい秋空の下で町民運動会が開催されました。健康増進と住民相互の交流を図る町民運動会では、さまざまな競技で熱戦が繰り広げられ、参加された選手や応援に来場された観客の皆さんの顔には、笑顔とお互いを思いやる気持ちがあふれていました。

まちの家計簿

平成28年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 169 億 6946 万 9 千円



歳入総額	169 億 6946 万 9 千円 (100.0%)
自主財源	102 億 2054 万 5 千円 (60.2%)
町税	75 億 9804 万 5 千円 (44.8%)
その他の自主財源	26 億 2250 万 円 (15.4%)
繰越金	8 億 5528 万 6 千円 (5.0%)
繰入金	6 億 9836 万 7 千円 (4.1%)
諸収入	5 億 9131 万 3 千円 (3.5%)
使用料・手数料	2 億 4046 万 4 千円 (1.4%)
その他	2 億 3707 万 円 (1.4%)
依存財源	67 億 4892 万 4 千円 (39.8%)
国庫支出金	20 億 432 万 2 千円 (11.8%)
町債	19 億 750 万 円 (11.2%)
県支出金	9 億 6635 万 8 千円 (5.7%)
地方交付税	7 億 5333 万 1 千円 (4.4%)
地方消費税交付金	7 億 4215 万 5 千円 (4.4%)
その他の依存財源	3 億 7525 万 8 千円 (2.3%)
地方譲与税	1 億 8278 万 9 千円 (1.1%)
地方特例交付金	3229 万 2 千円 (0.2%)
その他	1 億 6017 万 7 千円 (1.0%)

● 増となった項目 ▼ 町税… 1 億 4289 万 2 千円 (1.9%) の増／給与所得者等の増加に伴う個人住民税の増、家屋の新増築に伴う固定資産税の増など ▼ 国庫支出金… 3 億 5562 万 7 千円 (21.6%) の増／新設小学校整備事業に係る公立学校施設整備費負担金の皆増など ▼ 町債… 5 億 1280 万 円 (36.8%) の増／学校施設整備事業債の増など ▼ 繰越金… 1 億 6259 万 8 千円 (23.5%) の増／繰越金の増 ▼ 減となった項目 ▼ 地方消費税交付金… 7942 万 4 千円 (9.7%) の減 ▼ 地方交付税… 2463 万 3 千円 (3.2%) の減／普通交付税の減など ▼ 繰入金… 4621 万 7 千円 (6.2%) の減／財政調整基金繰入金の減など ▼ その他の依存財源… 3883 万 円 (9.4%) の減／株式等譲渡所得割交付金の減など

● 歳入は、前年度と比較して主に次の増減がありました。

一般会計

決算の概要

※()内は対前年度比率

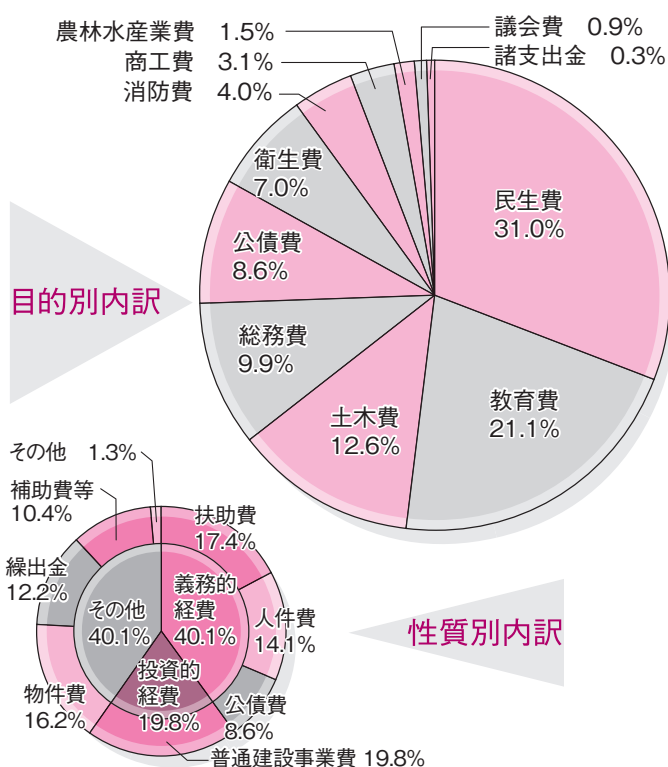
平成 28 年度一般会計の決算額は、歳入総額 169 億 6946 万 9 千円、歳出総額 160 億 2822 万 7 千円となり、前年度と比較し、歳入については、10 億 9982 万 1 千円（6.9%）の増、歳出については、10 億 1386 万 5 千円（6.8%）の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額（形式収支）は、9 億 4124 万 2 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源として 2 億 1178 万 2 千円を充てると、実質収支額は、7 億 2946 万円となり、前年度と比較し、4781 万 6 千円（7.0%）の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入 296 億 2730 万 3 千円、歳出 280 億 35 万 2 千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は、平成 27 年度の 15 億 3413 万 5 千円に比べ、6.1%増の 16 億 2695 万 1 千円となっています。

一般会計 **歳出** 総額 160 億 2822 万 7 千円

歳出総額	160 億 2822 万 7 千円（100.0%）
民生費	49 億 7757 万 円（31.0%）
教育費	33 億 8349 万 9 千円（21.1%）
土木費	20 億 1370 万 5 千円（12.6%）
総務費	15 億 8321 万 3 千円（9.9%）
公債費	13 億 7952 万 4 千円（8.6%）
衛生費	11 億 1649 万 1 千円（7.0%）
消防費	6 億 4719 万 1 千円（4.0%）
商工費	4 億 9356 万 2 千円（3.1%）
農林水産業費	2 億 4316 万 9 千円（1.5%）
議会費	1 億 4370 万 6 千円（0.9%）
諸支出金	4659 万 7 千円（0.3%）



歳出 の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

- 増となった項目 ▼ 民生費 1 億 515 万 5 千円（2.2%）の増／年金生活者等支援臨時福祉給付金の増など ▼ 土木費 8388 万 4 千円（4.3%）の増／道路橋梁維持補修事業の増など ▼ 消防費 245 万 3 千円（0.4%）の増／常備消防事業の増など ▼ 教育費 12 億 851 万 3 千円（61.2%）の増／新設小学校整備事業の増など ▼ 公債費 8313 万 6 千円（6.4%）の増／元金償還費の増など ▼ 諸支出金 19 万 3 千円（0.4%）の増／特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金の増など
- 減となった項目 ▼ 議会費 876 万 5 千円（5.7%）の減／議員報酬関係経費の減など ▼ 総務費 3 億 568 万 2 千円（18.4%）の減／庁舎維持管理費の減、防災行政無線放送施設整備事業の減など ▼ 衛生費 1 億 272 万 3 千円（8.4%）の減／保健衛生事務費の減など ▼ 農林水産業費 353 万 5 千円（12.7%）の減／農地集積総合支援事業の減など ▼ 商工費 4240 万 4 千円（7.9%）の減／阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の減など

人口一人当たりの歳入と歳出

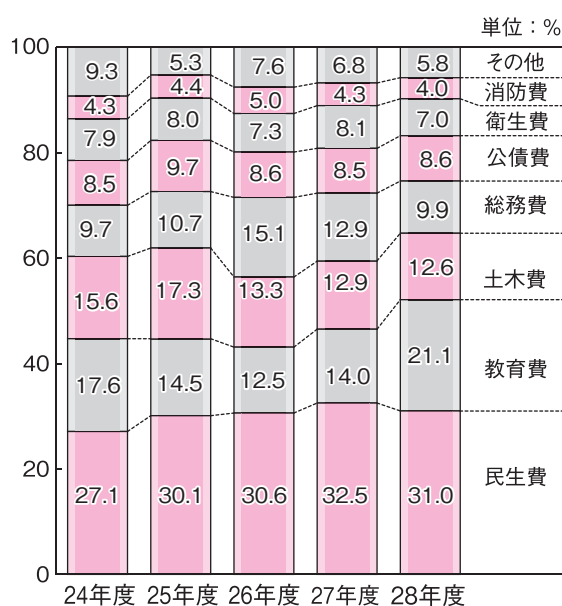
平成 28 年度総人口 47,419 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	33 万 8013 円 (100.0%)
民生費	10 万 4970 円 (31.0%)
教育費	7 万 1353 円 (21.1%)
土木費	4 万 2466 円 (12.6%)
総務費	3 万 3388 円 (9.9%)
公債費	2 万 9092 円 (8.6%)
衛生費	2 万 3545 円 (7.0%)
消防費	1 万 3648 円 (4.0%)
商工費	1 万 409 円 (3.1%)
農林水産業費	5128 円 (1.5%)
議会費	3031 円 (0.9%)
諸支出金	983 円 (0.3%)

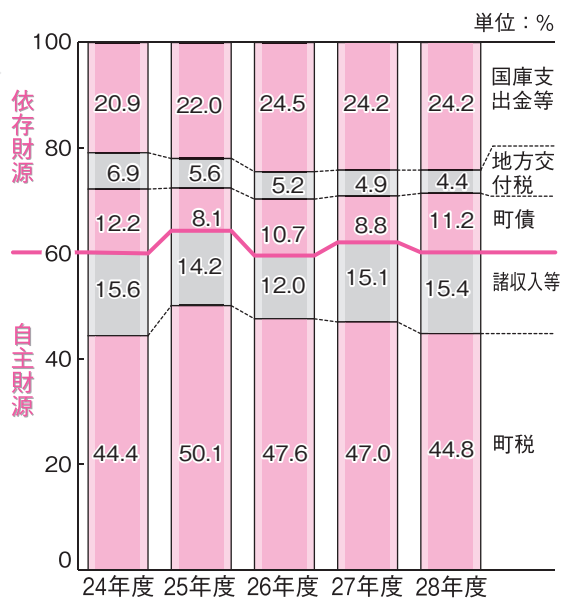
歳入
歳出

歳入総額	35 万 7862 円 (100.0%)
自主財源	21 万 5537 円 (60.2%)
町税	16 万 232 円 (44.8%)
その他の自主財源	5 万 3305 円 (15.4%)
依存財源	14 万 2325 円 (39.8%)
国庫支出金	4 万 2268 円 (11.8%)
町債	4 万 226 円 (11.2%)
県支出金	2 万 379 円 (5.7%)
地方交付税	1 万 5887 円 (4.4%)
地方消費税交付金	1 万 5651 円 (4.4%)
その他の依存財源	7914 円 (2.3%)

過去 5 年間の推移



歳入
歳出



平成 28 年度の主な事業

- **総務費** ▼役場庁舎給排水整備改修事業▼道の駅整備のための不動産鑑定等の調査を実施▼町空家等対策計画の策定
- **民生費** ▼医療費の一部を助成▼待機児童解消のため地域型保育事業を実施▼放課後児童クラブの開設時間の延長および土曜開設の拡大
- **衛生費** ▼感染症予防のため予防接種費用の一部を助成▼住宅用LED照明設置費の一部を補助▼パトロール、禁止看板の作成・配布等による不法投棄対策を実施
- **農林水産業費** ▼農業生産基盤や農村環境を守る取組

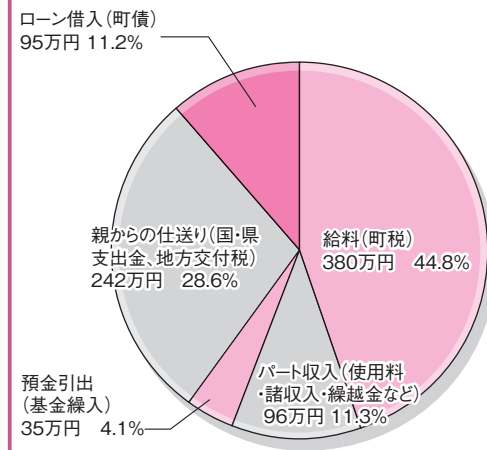
- みを支援▼新規就農を目指す青年等の農業経営を支援
- **商工費** ▼町内事業所従業員の定住促進を図るための奨励金の支給▼町観光振興基本計画の策定
- **土木費** ▼道路の新設改良、排水整備、危険箇所の改良等を実施▼阿見吉原土地区画整理事業
- **消防費** ▼全国消防操法大会事業
- **教育費** ▼新設小学校の建設に着工▼町民体育館の耐震補強等工事を実施▼本郷小学校のトイレ、エアコン等の設備改修工事を実施

平成 28 年度決算を家庭の家計簿に例えると…

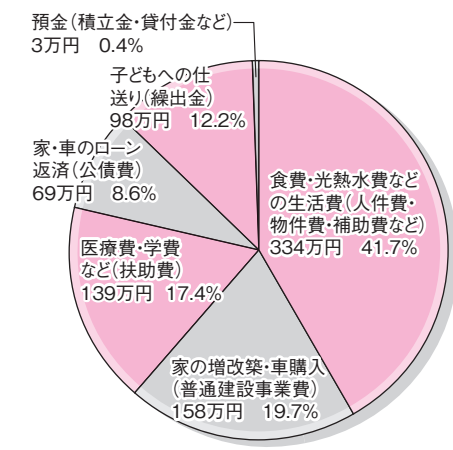
● 一般会計決算を 1/2000 に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめてみました（右図参照）

※ 収入 848 万円 - 支出 801 万円 = 47 万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高（一般会計基金）258 万円・ローン残高（町債）688 万円

▼ 阿見家の収入 848 万円



▼ 阿見家の支出 801 万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約 60% が自主財源、約 40% が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りをあわせると 718 万円の収入になるのに対し、支出は生活費 334 万円、家の増改築や車の購入代 158 万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い 139 万円、ローンの返済 69 万円や子どもへの仕送り 98 万円で 798 万円がかかります。家の増改築や車の購入代をローン借入と預金引き出しで賄いました。

車や住宅の購入（町では公園や道路の建設など）のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

※ 28 年度末とは、平成 29 年 3 月 31 日現在です

町債の現在高

区分	28 年度末現在高 (※)
一般会計	137 億 5156 万 9 千円
特別会計	76 億 1059 万 2 千円
公共下水道事業	65 億 2286 万 5 千円
農業集落排水事業	10 億 8772 万 7 千円
公営企業会計(水道事業)	13 億 6488 万 4 千円

基金の現在高

基金等の名称	28 年度末現在高 (※)
財政調整基金	27 億 1650 万 円
減債基金	3 億 7310 万 円
その他の基金	20 億 7284 万 4 千円
国民健康保険支払準備基金	2 億 8000 万 円
公共下水道整備基金	10 万 円
介護給付費準備基金	1 億 5636 万 8 千円
農業集落排水事業債減債基金	8116 万 3 千円
土地開発基金(現金)	360 万 円

特別会計決算

● 国民健康保険特別会計	● 農業集落排水事業特別会計
歳入 63 億 8985 万 2 千円	歳入 1 億 3964 万 円
歳出 58 億 5252 万 6 千円	歳出 1 億 3817 万 3 千円
● 公共下水道事業特別会計	● 介護保険特別会計
歳入 22 億 2817 万 4 千円	歳入 30 億 7543 万 7 千円
歳出 22 億 246 万 3 千円	歳出 29 億 7671 万 2 千円
● 土地地区画整理事業特別会計	● 後期高齢者医療特別会計
歳入 2169 万 7 千円	歳入 8 億 303 万 円
歳出 55 万 9 千円	歳出 8 億 169 万 2 千円

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入 12 億 1492 万 4 千円

支出 9 億 9097 万 8 千円

資本的収入および支出

収入 3 億 1442 万 8 千円

支出 6 億 7887 万 7 千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました

※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■決算の総括

平成 28 年度における各会計歳入総額は 296 億 2730 万 3 千円、歳出総額は 280 億 35 万 2 千円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支額 14 億 103 万 8 千円の黒字となりました。単年度実質収支額当年度実質収支額－前年度実質収支額）においても 6854 万 9 千円の黒字となっています。基金残高は 56 億 8367 万 5 千円と前年度比 5 億 8744 万 6 千円の減少となり、公債残高は 227 億 2704 万 5 千円（水道事業を含む）と前年度比 4 億 7164 万 7 千円の増加となり、ここ数年基金残高の減少、公債残高の増加という傾向が続いています。

当年度、町民税のうち法人町民税は一部大規模法人の好決算による増収があったものの、全般的に業績低迷等の影響が大きく、前年度比減収となりましたが、個人町民税は前年に引き続き順調に推移したため、町民税全体としては前年度比増収を確保することができました。町税全体としては町内法人の償却資産等の増加に伴う固定資産税の増加等により町税合計額は 75 億 9804 万 5 千円と前年度比 1 億 4289 万 2 千円の増加となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。

実質公債費比率については、前年度より 0.3 改善しています。しかし、単年度では、公債元利償還金の増加によって比率は上昇していることから、今後も公債費が歳出全体に与える影響を十分考慮しながら、公債発行の平準化を図り、計画的に公債を活用していく必要があります。

将来負担比率については、財政調整基金等の充当可能財源が、公債残高、退職手当負担見込額といった将来にわたる義務的経費の合計を上回っていることから、将来負担額がマイナスとなり、比率は生じていません。今後も現在の負担と将来の負担のバランスのとれた運営に努める必要があります。

資金不足比率については、対象となる公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地区画整理事業特別会計および水道事業会計の各会計とも資金不足が

ないため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数については、単年度では、前年度の 0.904 から 0.908 に上昇し、3 か年平均においても 0.903 に上昇しています。財政力指数が上昇した主な要因は、交付税算定の基礎となる包括算定経費等単位費用の減額によって基準財政需要額が減少したためであります。

経常収支比率については、歳出面で扶助費、公債費が増加する一方、人件費、物件費、維持補修費が減少したこと等により、前年度より 0.4 改善しています。

以上、実質公債費比率、経常収支比率ともに改善しているものの、将来負担比率等に影響のある公債現在高が増加しているとともに、依然として高い水準にある経常収支比率は、扶助費の増加や、集中的に実施している普通建設事業に伴う公債費の増加によって再び上昇するおそれがあり、財政の硬直化が懸念されるところであります。

国内経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、引き続き国の財政政策および経済動向に細心の注意を払う必要があります。

今後の財政運営においては、個人消費や設備投資の持ち直しによって、町税収入の緩やかな回復が見られるところではありますが、将来を見据えた健全な財政運営を推進するためにも、引き続き積極的な財源の確保に留意する必要があります。

歳出においては、社会保障関係経費の増加に加え、公共施設等の老朽化に伴う更新や維持・保全の経費の増加が見込まれ、また小学校、道の駅の新設等、今後も厳しい財政環境が予想されます。

こうした状況を踏まえ、将来世代に過度の負担を残さず、町民の信頼に応え、真に必要なサービスを安定的に提供していくためには、職員一人ひとりが本町の厳しい財政状況をあらためて認識するとともに、業務のさらなる効率化を進め、選択と集中により、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するよう、より一層創意工夫を凝らし、将来にわたる持続可能な財政構造の確立に向け、全庁を挙げた積極的な取り組みが必要と思われます。

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.45%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.45%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 4.7%（前年度 5.0%） 【早期健全化基準 25.0%】	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支拂っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

財政課財政係 ☎888-1111 (222) ▼ E メール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

阿見町の 地域貢献・社会貢献活動団体

『町民活動センター』は、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『ボランティアそろばん速算教室』についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

ボランティア そろばん速算教室

団体の概要

名 称	ボランティア そろばん速算教室
代表者	勝山 勲
活動場所	町民活動センター (阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター 3 階)
会 費	月額 1,000 円
問い合わせ	▼町民活動センター☎888-2051 ▼ボランティアそろばん速算教室☎841-6264



『ボランティア そろばん速算教室』とは？

定年を迎えるにあたり、これまでの人材育成の実践経験と専門の「そろばん」を活かした活動を考えていました。当初は、そろばんを教えることを、塾の経営とするかボランティア活動とするか迷いました。

しかし、私自身の年齢を考えたこと、「いつでも どこでも だれにでも」を具現化するために、ボランティア活動に徹することとしました。幸いにも生涯学習課の『達人バンク』にも登録させていただきました。現在は、町民活動センターで『ボランティア そろばん速算教室』として活動しています。

※『達人バンク』とは:さまざまな知識や技能をお持ちの人にご登録いただき、町民の皆さまの生涯学習を支援していく町の制度です。達人バンクの登録や利用については、町生涯学習課（中央公民館内）☎888-2526 までお問い合わせください



活動内容

対象者	① 幼児 4 歳～6 歳（要保護者同伴〔3 歳児も可〕） ② 小学生（1 ～ 6 年生） ③ そろばんに興味のある人（年齢問わず） ※軽度障害者も含む
活動日時	原則として毎週木曜日・土曜日 月 8 回 午後 3 時～5 時
内容	数の数え方、鉛筆の正しい持ち方、「そろばん」の基本、珠算式暗算など個別指導を含めて 1 年後には初級から 3 級程度の実力を養います。

どうやって参加するの？

上記の町民活動センターまたはボランティアそろばん速算教室までお問合せください。

▼教室には、貸出用のそろばんが 30 丁あります。その他にテキスト・問題集・資料等は無料です

▼持参するもの:筆記用具・色えんぴつ

活動のなかで大切にしていること

限られた時間の中で、子どもたちは一生懸命にそろばんを覚えようとしており、すべてにおいて可能性を秘めていること、軽度障害者にも将来の自立支援の観点から、そろばんの習得が役立つものであることから、それらを最大限伸ばしていけるよう支援したいと考えております。



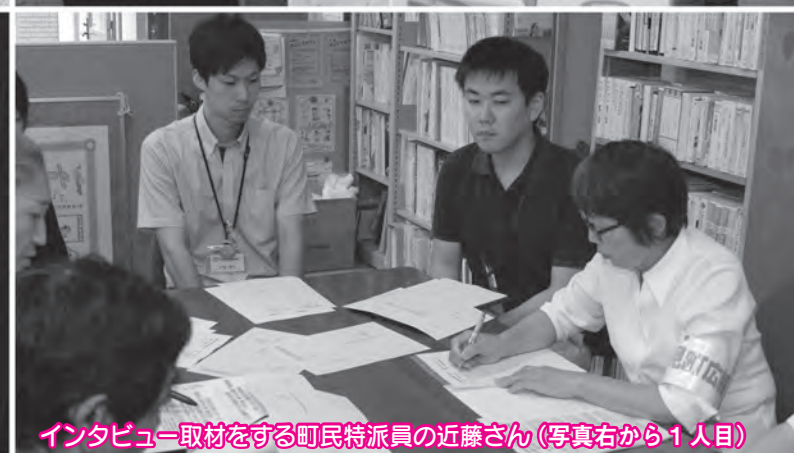
インタビュー取材をする町民特派員の杉本さん(写真中央)



地域包括支援センターの職員の皆さんと町民特派員の杉本さん(写真左から2人目)・近藤さん(写真前列左から4人目)



地域包括支援センター内相談コーナー



インタビュー取材をする町民特派員の近藤さん(写真右から1人目)

町民特派員レポート

『阿見町地域包括支援センター』

町には、平成18年に開設された『阿見町地域包括支援センター』があります。
今回、町民特派員が同センターに訪問し、活動内容などについて取材を行いました。

『地域包括支援センター』とは？

『地域包括支援センター』は、地域にお住まいの高齢者に関する介護・福祉等の総合的な相談に応じる機関です。県内では「44市町村で69の地域包括支援センター(平成29年4月現在)」がそれぞれの地域で活動を行っています。

『阿見町地域包括支援センター』は、平成18年に総合保健福祉会館『さわやかセンター』内に設置されました。

今回は、9月4日に『地域包括支援センター』に町民特派員2人と町職員が訪問し、同センターの職員にお話を伺いました。

『地域包括支援センター』とは何をしているところですか？

地域包括支援センターは、

高齢者に関する介護・福祉・権利擁護等の総合的な相談に応じる機関です。

町 高齢福祉課からの委託を受けて運営し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種が、町や民生委員の皆さんと連携して地域の皆さんのご相談をお受けしています。

3職種の業務内容

▼保健師・介護・介護予防に関する相談の対応や啓発活動、在宅で介護している人の交流を図る「家族介護支援事業」等を実施するほか、地域の皆さんの健康増進のお手伝いを行っています

▼社会福祉士…認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人の権利を守るための成年後見制度の紹介や高齢者の虐待への対応等をメインに行っています

▼主任ケアマネジャー…町内のケアマネジャー(介護を必要とする人がサービスを受けられるように調整を行う職種)から相談を受けたら、そのサポート等を行っています



2月に実施された『家族介護支援事業』

※「家族介護支援事業」のほかにも「認知症サポーター養成講座」等の各種講座を実施し、介護に関する知識を地域の皆さんに普及するための活動を行っています

■主にどのような相談が寄せられますか？

地域にお住まいの人から、実に多くの相談が寄せられますが、具体的に左記のような内容の相談がよく寄せられます。

▼介護保険の申請はどこですればいいのか？

▼介護保険でどのようなサービスを利用できるのか、また自分対象になるのか？

▼老人ホームや介護施設に入所したい。どのような施設があり、費用はいくらかかるのか、入所する方法は？

▼家族が認知症かもしれない。病院に行った方がいいのか、どの病院に行けばいいのか？

▼一人で生活しているが、病気や認知症等にかかった際はどうすればいいのか？

▼いろいろと相談したいことがあるのだが、誰にも知られたくない

これらの他にも、数多くの相談が寄せられます。生活をするうえで何かお困り事がありましたら、どんな内容でも構いません。まずはご相談ください。匿名でのご相談も受け付けています。

また、地域でお住まいの

皆さんも、ご近所のことでもなにかお気づきの点がありましたらお知らせください（開館時間・利用方法等については下記利用案内をご参照ください）。

■職員へのインタビュー

▼相談が終わって、相談者の皆さんの晴れやかな表情を見ると、お役に立てて良かったと感じます

▼提案や各種の調整を行った後に、相談者ご本人やご家族で今後の方針を決定し、問題が改善していくのを見て、支えになって良かったと感じます

▼相談を受けた事例が解決していくまでの過程を、地域の人たちと一緒に見守っていただける事嬉しく思います

▼相談者とのコミュニケーションによって、業務の改善点やアドバイスをいただけることがあります。こちらが気づかされることや教えられることが多く、そのようなご意見をいただけてとてもありがたく思います

■取材を通して感じたこと

●杉本特派員

相談することが一番大切ということが分かりました。プライバシーも保護されていることが分かりましたので、安心して相談を行えますし、職員の皆さんがどのようなことに仕事の喜びを感じているのかを知ることができました。

●近藤特派員

なにかトラブルが起こった際は、一人で悩まずにまずは、相談することがとても大切なことなのだと分かりました。今後の生活のなかで、相談しなければいけないようなことが起こった場合、地域包括支援センターに相談をしたいと思います。



何かお困りのことがありましたら、まずはご相談ください

阿見町地域包括支援センターをご活用ください

町地域包括支援センターは高齢者に関する介護・福祉など総合的な相談に応じる機関です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種が連携し、高齢者の皆さんの生活をサポートします。日々の暮らしの中でお困り事がありましたら下記までご相談ください。ご家族からの相談や、電話・メール・匿名での相談も受け付けています。

■開館時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■場所：総合保健福祉会館『さわやかセンター』内1階

■相談内容：町地域包括支援センターでは、主に下記の内容に関する相談を受け付けています。

▼日常生活に関すること：介護に関することだけでなく、福祉全般に関する日常生活のさまざまな相談をお受けします

▼介護や健康のこと：要支援1・2と認定された人や事業対象者の人の生活全般についての相談や、その他介護全般についての相談の受け付け、介護予防プランの作成をします

▼権利をまもること：高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう虐待を早期に発見したり、高齢者の人の権利を守り、安心して生活できるよう支援します

■対象：原則町内にお住まいの65歳以上の人（町外にお住まいの人や高齢者以外の人のご相談いただけます。まずはご相談ください）

■料金：無料

■問い合わせ：町地域包括支援センター ☎ 887-8124

■ hokatsu@amishakyo.or.jp



総合保健福祉会館
『さわやかセンター』



地域包括支援センター入回（写真左）

～世界湖沼会議まであと1年～ 「今、阿見町の自然環境を考える」 講演会開催



環境政策課 ☎888-1111 (251)

町の自然について学ぶ講演会を開催します

阿見町は、霞ヶ浦の南側の湖岸に位置し、水源の町でもあり、遠方には筑波山を望むこともできます。

「阿見原の平坦な台地」・「霞ヶ浦の湖畔」という2つの条件が、町の地形立地の基本的なものとしてあり、森と田んぼで構成される源流の谷津田から、清明川・桂川・花室川・乙戸川の4本の河川を経て、霞ヶ浦と結ばれています。生き物がたくさん住む、豊かな自然が残る私たちの町を、もっと詳しく知ってみませんか？

詳細につきましては、上記にお問合せください。

- ▼期 日：11月12日(日)
- ▼時 間：午後1時20分～4時(受付：1時から)
- ▼場 所：本郷ふれあいセンター多目的ホール
- ▼内 容：▼第1部(午後1時30分～2時10分)
基調講演「世界湖沼会議と霞ヶ浦湖畔のまち阿見」
講演者：沼澤篤氏(霞ヶ浦市民協会研究顧問)
- ▼第2部(午後2時30分～4時)
パネルディスカッション
出席者：中島紀一氏(茨城大学名誉教授)
久留島昭彦氏(阿見野鳥の会)
稲川雅信氏(阿見野草の会)
山田晃太郎氏(うら谷津再生プロジェクト)
沼澤篤氏(霞ヶ浦市民協会研究顧問)

▼対 象：どなたでも参加できます

▼そ の 他：事前申込不要・入場料無料



▲町に生息する「センダイムシクイ」



▲町に生息する「ニオイタチツボスミレ」

世界湖沼会議とは

世界湖沼会議は、1984年(昭和59年)に滋賀県の提唱により琵琶湖で最初に開催され、現在でもおおむね2年ごとに開催されている国際会議です。これまで、日本・アメリカ・ハンガリー・中国・イタリア・アルゼンチン・デンマーク・ケニア・インド・インドネシアの国々で開催されてきました。

会議では、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するためにはどのようなことに取り組むべきなのかを、住民・農林漁業者・各種事業者・研究者・行政など、湖沼にかかわりを持つ全ての人々が情報の共有と意見交換を行います。

●茨城県と湖沼会議

県では、1995年(平成7年)に第6回世界湖沼会議をつくば市および土浦市を会場に開催しました。今回は23年ぶり2回目の開催となります。

本県においては、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境保全の拠点施設として「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」を2005年(平成17年)に設立し、霞ヶ浦の水質環境保全に努めています。



▲霞ヶ浦の帆引き船(かすみがうら市提供)

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

残土の無許可埋め立て・ ごみの焼却(野焼き)の禁止



廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

注意! あなたの土地が狙われています!!

悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。

定期的な見回り・進入防止柵や不法投棄禁止の看板等の設置が有効です。『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課(霞クリーンセンター内)までお問い合わせください。



ごみの焼却(野焼き)は禁止されています

最近、廃棄物対策課に「家の近くでごみを燃やしている臭いがする」との苦情が寄せられています。ごみの焼却(野焼き)は、許可を受けている焼却施設や一部の例外規定を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却等でごみを焼却することも禁止です。

野焼きは地域の皆さまに「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生源となり、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。

また、例外規定に該当し、違法ではない野焼きについても、煙等により周辺住民の生活環境へ著しく影響を与えるなど、苦情が寄せられた場合は行政指導の対象となります。その場合には、町職員等により訪問・指導させていただいています、あらかじめご了承ください。



不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番(☎ 0120-536-380)へ!

▼受付時間:平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ 受付時間外は牛久警察署まで

▼問い合わせ:▼牛久警察署☎871-0110 ▼県廃棄物対策課☎029-301-3033

▼町廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

町内クリーン作戦および家庭用使用済み天ぷら油の回収について

5月28日(日)に実施されました町内クリーン作戦につきまして、多くの町民の皆さまにご参加いただき、計 11,280 kgものごみを回収することができました。ご協力ありがとうございました。

■ 11月12日(日) 町内クリーン作戦を実施します

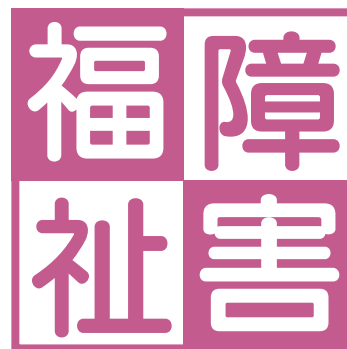
多くの皆さまにご参加いただき、町内の環境美化のため、ご協力をお願いいたします。

●期日:11月12日(日) ※雨天予備日 11月19日(日)

●作業内容:①空き缶・空き瓶等のポイ捨てごみの回収②ごみ集積所の清掃等③家庭用使用済み天ぷら油の回収

●その他:▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません▼開始時間等は、各行政区によって時間が異なります▼当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください

障害者週間と 障害者理解について



（社会福祉課障害福祉係 ☎888-1111 (164・165)）

障害者週間（期間は毎年 12 月 3 日～9 日の 1 週間）

国民の間に広く、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から9日まで『障害者週間』が設けられています。週間中はもとより、日ごろからも障害者福祉についての関心と理解を深めていただき、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、障害のある人もない人も自分らしい暮らしを実現できるまちづくりの一員となっていただきますよう、お願いします。

■障害者による作品展

町では障害者週間にあわせて、12月4日(月)～8日(金)の間、役場 1 階ロビーにて障害者による作品の展示や町内の障害者施設等の紹介を行います。ぜひご覧ください。

障害の種別について

障害者への理解を深めるには、それぞれの障害の内容や症状を正しく知る必要があります。障害の種別は 5 つに分類され、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害があります。

●身体障害

視覚、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

▼視覚障害は、『全盲（まったく見えない）』『弱視（眼鏡などで矯正しても視力が弱い）』『視野狭さく（見える範囲がせまい）』があります

▼聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です

▼平衡機能障害は、姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります

▼音声・言語・そしゃく機能障害は、音声を発することができない・発生しても言語がない、音声・言語による意思疎通が困難である。そしゃく・嚥下（えんげ）機能が障害により経管栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です

▼肢体不自由は、手・足・体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ・筋ジストロフィー・脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害とといいます

▼内部障害は、疾病等により心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。知的障害を有する人は、県に申請することで「療育手帳」が交付されます。

●精神障害

統合失調症・うつ病等の気分障害・アルコールや薬物依存・その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、県に申請することで「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

●発達障害

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥・多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●高次脳機能障害

病気や事故などで、脳が部分的に損傷を受け、記憶・注意・遂行機能・感情の障害・判断力の低下により、日常生活・社会生活に制限がある人をいいます。

障害者・障害児に関する相談窓口

町社会福祉課障害福祉係では、障害者・障害児に関する相談を受け付けています。その他にも、下記のような相談窓口がありますので、ご活用ください。

■町委託相談支援事業所

障害のある人や保護者等から、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用等の相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行っています。

事業所名	住 所	電 話
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	887-9833
若草園	阿見 5545-5	887-1883
阿見町社会福祉協議会	阿見 4671-1	887-0084
ほびき園	かすみがうら市牛渡 5513-1	898-3661

■茨城県の相談窓口

機関名	電 話	相談内容
茨城県福祉相談センター	029-221-4150	身体障害、知的障害全般に関すること
土浦児童相談所	029-821-4595	18歳未満の人の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談
土浦保健所	029-821-5342	精神保健福祉全般に関すること
精神保健福祉センター	029-243-2870	精神保健相談や診療、不登校や摂食障害等の思春期相談、アルコール依存症、薬物依存症に関すること
発達障害者支援センター	029-219-1222	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害に関すること
高次脳機能障害相談窓口	887-2605	高次脳機能障害に関すること
茨城県障害者権利擁護センター	029-353-8663	障害者に対する虐待防止のための通報や相談
茨城県障害者差別相談室	029-246-6049	障害者の差別に関すること

平成 30 年度

保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (708・117)



平成30年4月1日からの保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。

期間内に申し込まれた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

■対象

●保護者いずれもが次のような『保育の必要な事由』に該当する場合に限ります

① 就労(フルタイムのほか、パートタイム・夜間・自営業等の居宅内労働を含む)

② 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)

③ 保護者の疾病・障害

④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

⑦ 就学(放送大学・通信制大学等の自宅学習、趣味の講座、カルチャースクールを除く)

⑧ 虐待やDVのおそれがある場合

⑨ その他町が認める場合

※①④⑦については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

■申し込み受付期間

日時：11月17日(金)・18日(土) 午前9時～午後5時

●場所：役場3階301会議室

※先着順ではありません

※原則、利用を希望するお子さまを連れてお越しください。簡単な面接を行います

※都合が悪く、お越しいただくのが難しい人は事前にご連絡ください

※この日以降に申し込みを希望される人は二次受付となります
※幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、別途、希望施設へ利用申し込みが必要となります

■申し込み時の必要書類

●子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書

●家庭状況調査書

●健康状況表

●保育の必要な事由が分かる書類(左記の項目を参照)

●常勤・パート勤務(内定)証明書

●自営業：自営状況申立書

●農業：農業状況申立書

●出産：申立書・母子手帳の写し

●病気・障害：申立書・診断書等

●病人等の介護：申立書・診断書等

●就学：在学証明書およびカリキュラム

●求職：就労予定申立書

※両親の書類がそれぞれ必要

※同居の祖父(母)65歳未満の場合、同居の祖父(母)等の証明書は必須ではありません。ただし、祖父母等の保育ができない

証明書が提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※平成29年1月2日以降に転入された人は、平成29年度(平成28年分)市区町村民税課税証明書も必要です

※申し込み時の必要書類は、役場1階子ども家庭課にありますので、事前に入手してください(11月1日から配布)。また、町ホームページ(<http://www.town.amij.jp/000004214.html>)からダウンロードすることができます

※家庭状況等によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

※家庭状況等によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

■利用調整方法

後日、書類審査・面接等を実施します。

■利用者負担額(保育料)

利用者負担額(保育料)は、保護者(両親)等の市区町村民税所得割額の合計によって決まります。

※平成30年度利用者負担額(保育料)徴収基準による月額の

利用者負担額(保育料)は、後日お知らせします

※そのほか必要経費については、各利用施設にてご確認ください

※兄弟分などで利用者負担額保育料に未納がある人は、お支払いのうえお申込みください

■結果の通知

2月上旬ごろに通知を郵送する予定です。

■町外の保育施設を希望される場合

他市町村の保育施設の利用を希望される人は、子ども家庭課に早めにご連絡のうえ、11月14日(火)までに申込書の提出をお願いします。

■一時保育サービス(随時受付)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由などで保育できない状況が生じた場合、保育施設で一時的に保育が利用できます。

●実施施設：公立保育所・私立保育園・小規模保育園 虹いろキッズ

●対象：公立保育所は町内在住の満1歳以上の児童で、他の保育施設は各自設定しています

※定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

平成 30 年度 4 月利用可能児童数 (9 月末現在見込み)

▼認定こども園は、保育部分のみの人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、保育施設を選ぶ際には保育施設を見学し詳細を確認してください
※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼今後人数に変動が生じる可能性があります。ご了承ください

(単位:人)

保育施設名	施設の種類	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	所在地	電話番号
中郷保育所	公立 保育所	6	16	6	1	3	3	阿見 4002-5	887-3331
南平台保育所		6	6	0	3	4	0	南平台 1-31-6	840-2081
二区保育所		6	12	0	0	0	0	うずら野 1-29-11	841-2301
あゆみ保育園	私立 保育園	6	12	8	4	0	0	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり保育園		12	0	6	2	9	4	曙 247-1	879-5155
さくら保育園		9	15	6	1	1	1	荒川本郷 2033-336	896-3678
阿見きりり保育園 (H30.4 月開所)		18	24	24	28	28	28	荒川本郷 1916-3	297-7080
阿見認定こども園	幼保連携型 認定こども園	5	6	6	0	0	0	阿見 5205-2	887-7388
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型	—	—	—	8	4	1	岡崎 3-2-1	887-0055
認定こども園 阿見みどり幼稚園	認定こども園	—	—	—	2	2	0	鈴木 25-10	887-7471
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模 保育	3	5	1	—	—	—	鈴木 59-4	893-2273
ニチイキッズ あみ保育室		3	3	1	—	—	—	阿見 3962-6	891-0855
まるこのうち	家庭的保育	1			—	—	—	廻戸 272-3	090-7946-1263

※年齢の基準は平成 30 年 4 月 2 日時点

施設の種類の

●特定教育・保育施設

幼稚園	3 歳から就学前まで	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習基盤を培うことができる施設※
保育所(園)	0 歳から就学前まで	就労等のため、家庭で保育できないおおむね生後 8 週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設 ▼町内の公立保育所・私立保育園
認定こども園	①幼稚園型 3 歳から就学前まで ②幼保連携型 0 歳から就学前まで	『幼稚園(教育部分)』と『保育所(園)(保育部分)』の機能や特長を併せ持つ施設 ①認定こども園 ふたば幼稚園・認定こども園 阿見みどり幼稚園 ②阿見認定こども園

※荒川沖幼稚園は、特定教育・保育施設に入らない従来型の幼稚園です。利用の際に下記の支給認定は必要ありません

●特定地域型保育事業

家庭的保育	3 歳未満	少人数(3 人まで)で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼まるこのうち
小規模保育		少人数(19 人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼小規模保育園 虹いろキッズ▼ニチイキッズあみ保育室

※上記を利用し 3 歳以降になった場合は、連携施設等に入園する際に優先措置があります

支給認定について

●保育の必要性の有無や必要量などにより、教育・保育施設の利用先の選択・保育時間の区分を決定します

認定区分	1 号認定	満 3 歳以上で、保育の必要がなく、教育を希望されている場合(教育標準時間認定)	▼幼稚園 ▼認定こども園(教育部分)
	2 号認定	満 3 歳以上で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望されている場合(保育認定)	▼保育所(園) ▼認定こども園(保育部分)
	3 号認定	満 3 歳未満で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望されている場合(保育認定)	▼保育所(園)▼認定こども園(保育部分) ▼地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)

●2 号・3 号認定については、さらに保育の必要量に応じて区分が 2 つに分かれます

保育標準時間	1 日 11 時間まで利用可能。両親のいずれも就労時間が月 120 時間以上の場合
保育短時間	1 日 8 時間まで利用可能。両親またはいずれかの就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合

※認定については、利用の申込みと同時にを行います(認定証は 2 月上旬ごろに郵送予定です)

平成 30 年度

放課後子ども教室 参加者募集



子ども家庭課 ☎888-1111(119)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校7校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週1回・下校時～午後4時45分まで

▼開設場所 ▼阿見小学校区放課後子ども教室

▼阿見第一小学校区放課後子ども教室

▼本郷小学校区放課後子ども教室

▼阿見第二小学校区放課後子ども教室

▼君原小学校区放課後子ども教室

▼あさひ小学校区放課後子ども教室

▼舟島小学校区放課後子ども教室

▼対象 小学校新1年生～6年生のすべての児童

■申し込み

平成30年度は6月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

▼日時 11月17日(金)・18日(土)午前9時～午後5時

▼場所 役場3階302会議室

▼費用 保護者負担金年額730円(年間傷害保険料として受付当日に徴収します)

▼申込方法 『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む

▼その他 祝日、各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります

▼問合せ 子ども家庭課 ☎888-1111(119)

※町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/0000002048.html>)にも掲載しています

■町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一同に会し、話し合い、励まし合い、親睦を深めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人1,000円です。

■『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

平成 30 年度

放課後児童クラブ入会案内

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

Jido Club

子ども家庭課 ☎888-1111(119)

■放課後児童クラブ一覧

名 称	場 所	定員
阿見小学校区放課後児童クラブ	阿見小学校敷地内専用施設	120
本郷小学校区放課後児童クラブ	本郷小学校	120
君原小学校区放課後児童クラブ	君原小学校	30
舟島小学校区放課後児童クラブ	舟島小学校敷地内専用施設	120
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	阿見第一小学校敷地内専用施設	120
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	阿見第二小学校	35
あさひ小学校区放課後児童クラブ	あさひ小学校敷地内専用施設	160

■共通事項

- ▼期 間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日：下校時～午後 7 時
※休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 7 時 30 分～午後 7 時
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、各小学校の新 1 年生～6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 日曜日・祝日・年末年始・天候等で臨時休校となった日

■申し込み

- ▼受付日時 ①新規：11 月 17 日（金）・18 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所で申し込む）
②継続：12 月 4 日（月）～8 日（金）午後 2 時～7 時
- ▼受付場所 ①新規：役場 3 階 302 会議室
②継続：各放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要な事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階子ども家庭課・各児童クラブにあります（11 月から配布）
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 30 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人は不要）
- ▼そ の 他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください
▼定員を超えた場合、書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します
▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します
▼保護者負担金の日割り計算は行いません
▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受付できません
- ▼問 合 せ 子ども家庭課 ☎888-1111(119)
※町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp/0000002047.html>）にも掲載しています

11月は児童虐待防止月間です！

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

子ども家庭課 ☎888-1111 (118・119)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも？」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな？と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている	▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がする ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます（匿名でも大丈夫です）。

通告や相談は、子どもを守るためだけではなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
役場子ども家庭課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリボンを胸に着けることで、子育てをあたたく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



ジェネリック医薬品 をご存じですか？

（国保年金課国保係 ☎888-1111（131～133））

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

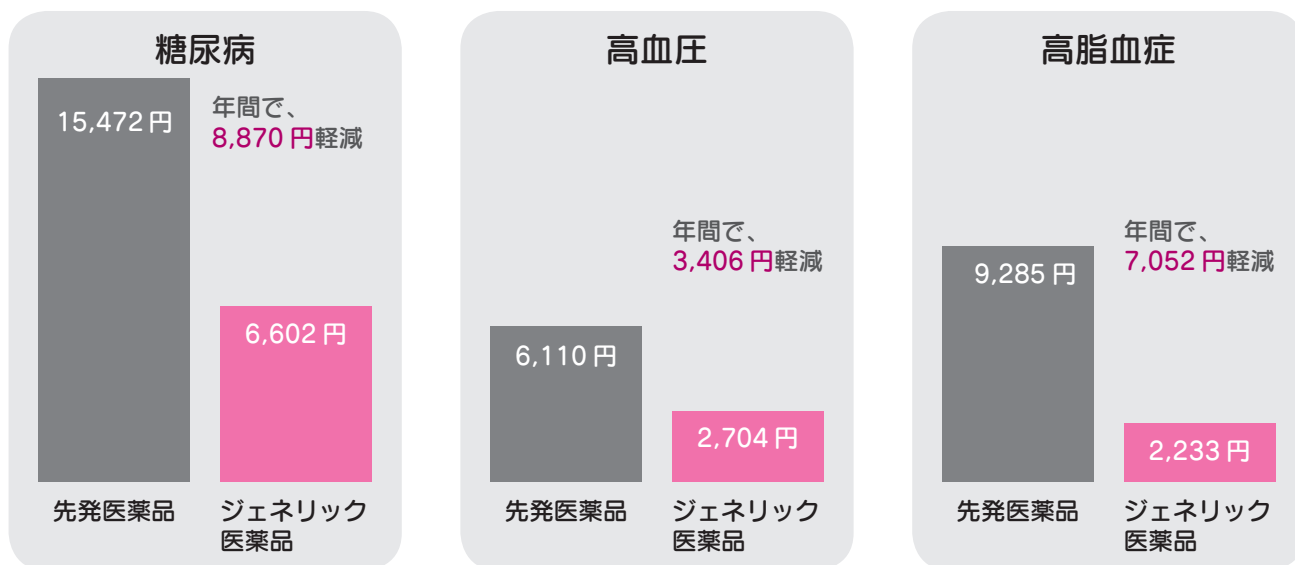
先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

▼例：それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定（平成29年度版薬価リストにより計算）

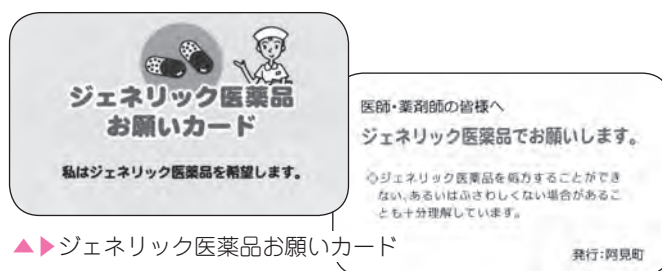
※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため）

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



『子宮けいがん検診』『乳がん検診』 『骨粗しょう症検診』 ＜集団健診＞



町では、今年度まだ検診を受けていない人を対象に、21 ページ記載の日程で子宮けいがん・乳がんおよび骨粗しょう症の集団健診を行います。この機会に検診を受け、健康管理に役立てましょう！

対象年齢・自己負担額

●対象年齢は平成 30 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
子宮けいがん検診	20 歳以上	子宮けい部細胞診 ※ 2 年に 1 回の検診をお勧めします(国の指針より)	800 円
乳がん検診 ※ 右記①～③の検査のうち、いずれか 1 つ	30 ～ 56 歳 (昭和 36 年 4 月 1 日～ 昭和 63 年 3 月 31 日生まれ)	① 乳房超音波検査	700 円
	40 歳以上 ※ 2 年に 1 回	② 乳房マンモグラフィ検査 (2 方向): 40 ～ 49 歳 ※ 片方の乳房につき、2 枚撮影	1,200 円
		③ 乳房マンモグラフィ検査 (1 方向): 50 歳以上	700 円
骨粗しょう症検診	25 ～ 65 歳 (昭和 27 年 4 月 1 日～ 平成 5 年 3 月 31 日生まれ) ※ 男女ともに可	超音波でかかとの骨密度を測定	700 円

※ 4 月 1 日から現在までに町の集団健診または医療機関健診を受けた人は、重複になるため、お申し込みできません

■ 下記に該当する人はご注意ください

▼ 子宮けいがん・乳がん検診共通

- ▽ 痛み・しこり・不正出血等の自覚症状のある人 (医療機関で診察を受けてください)
- ▽ 医療機関で治療中または経過観察中の人 (主治医にご相談ください)

▼ 子宮けいがん検診

- ▽ 子宮全摘出等で子宮けい部を摘出している人・妊娠中の人 (町の検診は受診できません)
- ▽ 子宮けいがん検診を初めて受ける人 (医療機関健診を受診してください)

▼ 乳がん検診:

- ▽ 妊娠中の人・授乳中の人・豊胸手術を受けている人・カテーテルやペースメーカーを挿入している人 (検診を受診できない場合がありますので、お問い合わせください)

■ 自己負担額の免除について

下記に該当する人は、町が実施する健診は無料になります。申込時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼ 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級の人
- ▼ 重度の知的障害とされた人 (療育手帳に記載されている障害の程度が㊤または A の人)
- ▼ 生活保護受給者

日時・場所

検診項目により実施日時が異なりますので、下表にてご確認のうえ、お申し込みください。

※**子宮**:子宮けいがん検診、**超音波**:乳房超音波検査、**マンモ**:乳房マンモグラフィ検査、**骨粗**:骨粗しょう症検診

期 日	検診項目／受付時間		場 所
	午 前 10 時～10 時 30 分	午 後 0 時 15 分～1 時	
平成 30 年 1 月 17 日(水)	超音波・マンモ・骨粗	子宮・超音波・マンモ・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
1 月 26 日(金)	超音波・マンモ	子宮・超音波・マンモ	

※子宮がん検診を希望しない人、乳がん検診・骨粗しょう症検診のみの人は、原則『午前』での受診になります

申込期間・申込方法・申込先

申込期間

11 月 27 日(月) まで(必着)

※検診を申し込みされた人には 12 月中旬ごろに、ご案内をお送りします

申込方法

① 下記の集団健診申込用紙に必要事項を記入し、次の①②いずれかの方法でお申し込みください。

① はがきや封筒により下記へ郵送で申し込む

② 健康づくり課窓口（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）で申し込む

② インターネットで申し込む(下記QRコードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスすることができます)

※電話やファクシミリによる申し込みはできません

※希望日時が申込者多数の場合、ご希望以外の日時でご案内することがあります。ご了承ください

申込先

① 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

② https://s-kantan.com/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6093

申込用QRコード▶



集団健診申込用紙

▶「コピーして使用ください」

■ 集団健診申込用紙			
		11 月 27 日(月) 締切 ※先着順ではありません	
氏 名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
電話番号	※連絡の取れる番号をご記入ください	住所	阿見町
希望する 検診	(希望する検診に○をつけてください)		
	子宮けいがん検診 (20 歳以上)	乳がん検診 (いずれか 1 つ) 超音波 (30 ～ 56 歳) または マンモグラフィ ※ 2 年に 1 回 (40 歳以上)	骨粗しょう症検診 (25 ～ 65 歳)
希望する 日時	実施日時をご確認のうえ、希望日時をご記入ください。 ・希望無し ・希望あり 希望日: 月 日 (午前・午後) ※子宮けいがん検診は午後のみの実施となります		

健康 あみ 5つのあいことば

～5つのあいことばで元気アップ!!～

わたしが、家族が、みんなが、取り組む健康づくり

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

阿見町・茨城県・全国の死因

	第1位	第2位	第3位	第4位
阿見町	悪性新生物（がん）	心疾患	脳血管疾患	肺炎
茨城県	悪性新生物（がん）	心疾患	肺炎	脳血管疾患
全国				

※厚生労働省：平成27年人口動態統計月報年計（概数）の概況より

阿見町の死因第1位は悪性新生物（がん）、第2位心疾患、第3位脳血管疾患となっています。また、阿見町国民健康保険被保険者の医療費内訳の上位を占める疾患は、高血圧、糖尿病です。

これらは生活習慣の乱れからくる生活習慣病と呼ばれています（糖尿病の場合、生活習慣と関連があるのは2型糖尿病です）。

生活習慣病にならないためには、まず生活習慣を見直すことが大切です。

誰もがすぐに取り組める健康づくりの5項目を「あいことば」として、町民みんなで声を掛け合い、健康的な生活習慣に取り組みましょう！

健康あみ5つのあいことば

1. 毎日体重をはかろう

多くの人が塩分を取り過ぎています

2. 減塩しよう

だしを効かせたり、香辛料を使うと塩分控えめでおいしいです

3. 毎日両手いっぱいの野菜(350g)を食べよう



4. 今より10分でも多く体を動かそう

5. 禁煙しよう



※『健康あみ5つのあいことば』について、より詳しい情報が町ホームページ
(<http://www.town.ami.lg.jp/0000004165.html>) に掲載されています。ぜひご覧ください

町ホームページQRコード▶



ご家族・ご近所・友達へどんどん広げていきましょう!!
町民の皆さんに元気が届きますように・・・

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展『日々を綴れば』開催



▲木村孝正さん

第4回目の収蔵資料展を開催いたします。今回は、ご寄贈いただいた資料の中から阿見町（当時：阿見村）出身の予科練習生、木村孝正さんの日記を展示します。

昭和17(1942)年の土浦海軍航空隊で訓練する木村さんの2か月分の日記を抜き出してパネル展示します。予科練習生の日々を日記からご覧ください。

▼期 日：12月3日(日)まで

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間：午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）

▼場 所：予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます

無料開館日（茨城県民の日）

茨城県民の日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館いたします。

茨城県民の日は、郷土の歴史を知り、自治の意識を高め、私たちのより豊かな生活と県の躍進を願う日として、昭和43(1968)年に、県の条例により定められました。

これを機に予科練平和記念館にお越しいただき、当時のことを知る機会としていただければ幸いです。

▼期 日：11月13日(月)

▼時 間：午前9時～午後5時（入館時間は午後4時30分まで）

予科練平和記念館『年間パスポート』の販売

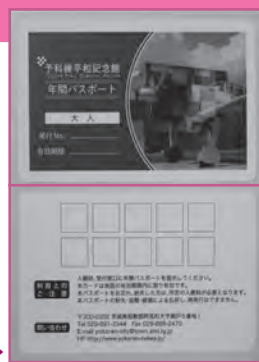
予科練平和記念館の観覧券に「年間パスポート」が追加されました。ご購入いただいて窓口でご提示いただければ、1年間何度でも予科練平和記念館をご見学いただけます。

▼価 格：▼大人：1,500円 ▼小人：900円

▼有効期間：購入日から1年間

▼その他：特別展など観覧料金が変更される場合があります。詳しくは、予科練平和記念館に直接ご確認ください

年間パスポート（縦5.4cm×横8.6cm、上段：表面、下段：裏面）▶



◎学芸員のつぶやき

今回は、予科練出身のパイロットも多く乗艦していた空母（航空母艦）の名前のお話です。空母という船を簡単に説明すれば、海上を移動できる飛行場です。戦艦や駆逐艦のように、船そのものが戦うのではなく基地のような役割を果たします。

日本海軍では、空母の名前をつけるときには、「鳥」や「龍」など空を飛ぶものから名づけられました。日本最初の空母の名前は「鳳翔」で、「鳳凰」が「翔ぶ」というものです。ただ初期から例外もありまして、真珠湾攻撃にも参加した空母「赤城」と「加賀」は戦艦予定の船を改装したため「山の名前」「旧国名」のままになっています。また太平洋戦争後期には日本の山から名前がとられるようになりました。



まちの できごと

『マナーキッズ体幹遊び 教室』開催

7月22日、中央公民館で「マナーキッズ体幹遊び教室」が開催されました。

会場では、マナーキッズプロジェクトのみなさんが、運動・挨拶・知性の要素を組み合わせた色々な体幹遊びを紹介しました。

参加した16人の子どもたちは、体幹遊びをとおして、挨拶の大切さや美しい姿勢を楽しく学びました。



『常磐線利用促進街頭 キャンペーン』実施

8月3日、県常磐線整備促進期成同盟会の主催により、県内一斉に常磐線利用促進キャンペーンが行われ、午前6時50分から荒川沖駅前においてティッシュの配布を実施しました。

同キャンペーンは現在運行している上野東京ラインの東京駅・品川駅への乗り入れ本数の更なる増加を目指し実施されているものです。



『あみ大好き就活フェア』 開催

7月18日、総合保健福祉会館『さわやかセンター』において、町への若者の定住促進・町民の雇用促進・町内企業の人材確保に対応するため『あみ大好き就活フェア2017』を開催しました。同フェアは今年で5回目、町と茨城労働局で雇用対策協定を締結後は初の開催事業となります。

当日は町内に事業所を有する23社が参加し、109人の就職活動中の学生や一般求職者が参加しました。参加者たちは、積極的に企業ブースを訪れ人事担当者の説明に熱心に耳を傾けていました。



町内の中学生が『平和 記念式典』に参加

8月8日、町内の各中学校から6人の中学生(写真右から、竹来中・小川華奈さん・長峰希さん、朝日中・小川由妃さん・玉井響香さん、阿見中・遠藤慎弥さん・工藤真汐さん)と引率の阿見中・飯村文人先生が、広島市で行われた平和記念式典(8月6日開催)に参加し、町長への活動報告のため来庁しました。

町では、戦争の悲惨さや命の大切さ、平和な社会を築く人材の育成を重要と捉え、平成21年度から平和記念式典派遣事業を実施しています。また、昭和61年には『阿見町非核平和都市宣言』をしています。



〈広告欄〉

当社はサンニック・三菱等の 施工経験が豊富です。 「太陽光発電システム」 ○屋根の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気は売電可能！	住まいのことなら 美都住建へ 家の耐震等が心配という方には、当社のホームヴェル 耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。 土台と梁、柱、柱を傷れ た構造用下地材で固定す るため耐力が分散し、高 い安定した構造耐力が得 られます！ ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索	もっと楽しく快適に！ リフォームしませんか？ Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After リフォーム アドバイザー が親切・丁寧に 対応させて 頂きます。 美都和 検索	リフォーム アドバイザー が親切・丁寧に 対応させて 頂きます。 美都和 検索
建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本 社】阿見町実穀1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【阿見町中央】阿見町中央1-5-32		茨城県知事免許(5) 第5548号 (有)美都和 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200	

インフォメーション

代外 第70回町成人式典開催

- ▼期日 平成30年1月7日(日)
- ▼時間 ▼受付:午前9時15分から ▼式典:10時から ※式典終了後、記念写真撮影
- ▼場所 町民体育館
- ▼対象 町に住民登録している平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの人
- ▼その他 平成29年11月1日現在町に住民登録をしている人には12月に案内状を送付します。町外にお住まいの参加希望者は左記にお問い合わせください
- ▼生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

代外 「クリスマスコンサート」開催

- ▼期日 12月10日(日)
- ▼時間 午後0時30分から(開場:正午)
- ▼場所 舟島ふれあいセンター
- ▼出演者 渡辺大輔スペシャルアンサンブル(ケーナほか)
- ▼その他 入場料無料・申込不要(当日直接お越しください)

募集 収納課臨時職員募集

- ▼勤務期間 平成30年1月4日(木)～3月30日(金)
- ▼勤務日時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務) ※祝日を除く
- ▼勤務内容 収納事務の補助(収納資料の整理・入力・電話応対など)
- ▼時給 830円
- ▼募集人数 1人
- ▼応募条件 エクセルやワード等のパソコン操作ができる
- ▼応募期間 11月17日(金)まで ※土・日・祝日を除く
- ▼応募方法 履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可
- ▼選考方法 書類選考・面接(日程は後日連絡)
- ▼収納課 ☎888-1111 (148)

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会

- ▼期日 11月7日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

募集 県立霞ヶ浦聾学校「学校公開」

- ▼期日 11月29日(水)
- ▼時間 午前10時～午後3時
- ▼場所 県立霞ヶ浦聾学校(阿見町上長)
- ▼内容 ▼授業公開 ▼難聴疑似体験 ▼講演会 ▼個別相談
- ▼申込方法 左記ホームページから申込用紙をダウンロードし、ファクシミリまたはメールで左記に申し込む
- ▼申込期間 11月15日(水)まで
- ▼県立霞ヶ浦聾学校 ☎889-1555 ☎889-2413
- ▼kcho@kasumigaura-sd.ibk.ed.jp
- ▼http://www.kasumigaura-sd.ibk.ed.jp

募集 茨城大学農学部「パン作り体験」参加者募集

- ▼実施します。
- ▼小学生と保護者の皆さんの参加をお待ちしています。
- ▼期日 11月26日(日)
- ▼時間 1 午前9時から 2 午後

- ▼対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
- ▼(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

- ▼1時から
- ▼場所 茨城大学農学部附属FSセンター
- ▼内容 パン作り
- ▼対象 小学3年生以上とその保護者
- ▼募集人数 ①②ともに14人(定員で締切)
- ▼参加料 1人300円
- ▼申込期間 11月19日(日)まで
- ▼申込方法 左記ホームページで申し込むか、左記へメールで申し込む
- ▼茨城大学農学部附属FSセンター ☎888-8702
- ▼http://farm1.agr.ibaraki.ac.jp/m42html
- ▼isc-mousikomi@ml.ibaraki.ac.jp

お知らせ 11月11日～17日は「税を考える週間」です

- ▼国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」としてさまざまな広報施策を実施しています。
- ▼また、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)内では、「くらしを支える税」をテーマにした特設ページを設け、▼国税庁の取組▼調査・徴収等の業務▼国税庁の1年間の活動―等について統計資料などを交えながら説明しています。ぜひご覧ください。
- ▼竜ヶ崎税務署 総務課 ☎0297-66-1303

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～ ＜推薦入試＞1月9日 ＜一般入試＞1月21日 ＜入試説明会＞ 11月25日(土) ※お申し込み方法については、ホームページをご覧ください。 霞ヶ浦高等学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380 URL. http://www.kasumi.ed.jp	輝く笑顔は充実の証 ＜推薦入試＞ 11月18日(土)国語・算数・面接 ＜一般入試＞ 第1回 12月17日(日)国語・算数・面接 第2回 1月20日(土)国語・算数・面接 霞ヶ浦高等学校附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016 URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/
---	--



インフォメーション

募集 町地域子育て支援センター「子育てボランティア」募集

町地域子育て支援センターでは、18歳以上の人を対象に、当センターで開催している講座・イベントの際に、職員と一緒に保育の手伝いを行っていただく「子育てボランティア」を募集しています。

応募方法・実施日時等の詳細については、左記にお問い合わせください。 ※土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

▼場所 町地域子育て支援センター（中郷保育所敷地内）

▼町地域子育て支援センター ☎ 891-2772

募集 阿見東部都市再生整備計画事業「事後評価原案」の公表

町では、平成25年度から平成29年度にかけて「社会資本総合交付金」を活用し、阿見東ICの周辺開発として計画された「阿見吉原土地地区画整理事業」を中心とした新市街地約477ヘクタールのまちづくりに関する事業を実施しています。

当交付金の活用には、事業

実施前の計画段階で数値目標を設定し、事業完了後に目標達成を確認するための事後評価を行い、その事後評価の原案を公表することになっています。

皆さまのご意見をいただき、今後の参考にさせていただくため、事後評価原案を左記のとおり公表します。

▼公表期間 11月10日（金）～24日（金） ※役場窓口での公表は土・日・祝日を除く

▼公表方法 都市計画課窓口での公表および都市計画課ホームページ（http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-10-00_1.html）に掲載

▼意見の提出 11月10日（金）までに、左記へ郵送またはEメールで提出

▼都市計画課 〒300-0039 阿見町中央1-1-1 ☎ 888-1111（232）

▼toshikeikakuka-ofc@town.ami.lg.jp

募集 「ひとり親家庭応援パワーポイント講習会」参加者募集

▼期日 12月2日（土）・9日（土）

▼時間 午前9時30分～午後4時30分

▼場所 クリエートPC教室（水戸市北見町）

▼対象 ひとり親家庭の母・父および寡婦で2日間必ず出席で

きるパソコン初心者またはそれ以上の人

▼内容 パワーポイントの講習

▼参加料 1000円（教材費）

▼募集人数 15人程度（定員で締切）

▼申込方法 電話で左記へ申し込む

▼申込期間 11月10日（金）～24日（金）

▼その他 託児サービス（2歳以上・要予約・無料駐車場あり）

▼県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 029-233-2355

▼shienboshi@laboren.or.jp

募集 「保護者向け就活セミナー」開催

大学生等の保護者の皆さんを対象に『父母向け就活セミナー』を開催します。就活のスケジュールやご家族の支援のあり方等、現在の就活状況を講師が詳しくお伝えします。

詳細は ▼ 大好きいばらき就職支援サイト（<http://www.ibarakui.jp>）

▼県ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/index.html#topics>）をご覧ください。

▼期日 11月11日（土）

▼時間 午後1時30分～3時30分（受付：1時15分）

▼場所 県南生涯学習センター（土浦市大和町ウララビ

ル5階）

▼その他 参加無料・予約不要（当日直接お越しください）

▼県商工労働観光部労働政策課雇用促進対策室 ☎ 029-301-3645

募集 「噛む噛むレシピコンテスト」参加者募集

▼内容 「噛むミング30 一口30回噛もう！ 噛む回数が増えるメニュー」

▼入賞 噛むかむレシピ賞12人 ※入賞者は平成30年2月25日（日）に歯科医学会で表彰し、商品券等（高校生以下は図書券）を贈呈

▼申込資格 県内に在住・在勤・在学している人

▼申込期間 11月8日（水）～平成30年1月11日（木）必着

▼申込方法 県歯科医師会ホームページから様式をダウンロードし、郵送またはメールで左記に申し込む

▼その他 応募の際は、今年度のテーマ食材の『小松菜』を使い、他の食材でもできるだけ県内の食材を活用する ※詳細は左記ホームページをご覧ください

▼〒310-0911 水戸市見和2-29-21 県歯科医師会 ☎ 029-252-2561

▼office@ibaskai.or.jp

▼<http://www.ibaskai.or.jp/>

▼<http://www.ibaskai.or.jp/>

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見中学校 郵便局 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
JA コンビニ E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
あみ司法書士事務所（神林ビル2階）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 887-1147
阿見町岡崎1-12-7 FAX 887-0970

お知らせ
親子相談ルーム「くれよん」

お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか？ 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム「くれよん」は予約制のため、事前に左記にお問い合わせください。

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

お知らせ
11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

11月25日から12月1日までの1週間は「犯罪被害者週間」です。誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、ひとりで悩まずに相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。

被害にあわれた人やご家族が回復するためには周囲の人たちのご協力・協力が必要です。皆様は左記にお問い合わせください。

▼牛久警察署 ☎871-0110

▼県警性犯罪被害相談「勇気の電話」 ☎029-30110278

募集
地域ケア研修会開催

▼期日 11月25日（土）

▼時間 午前10時～11時40分（受付：9時30分から）

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階大会議室

▼内容 講演「知って安心！介護予防」

▼講師 藤田好彦氏（県立医療大学作業療法学科講師）

▼申込期間 11月22日（水）まで

※土・日・祝日を除く

▼参加料 無料

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼町地域包括支援センター（総合保健福祉会館内） ☎887-8124

募集
各種融資制度をご利用ください①②

①勤労者緊急生活支援 県内にお住まいまたは勤務する人が、結婚などの冠婚葬祭・病気による入院・子どもの学校への入学・災害や事故・転居等によりまとまったお金が必要になった時に資金をお貸しします。

▼融資額 100万円まで

▼金利 年1.7%（別途保証料：年0.7%）

▼対象 県内に1年以上継続して居住または勤務している人（前年税込年収150万円以上）

②育児・介護休業者生活支援

県内にお住まいで育児休業・介護休業中の勤労者に、休業中の日常生活に必要な生活資金をお貸しします。

▼融資額 100万円まで（休業1月あたり限度額10万円）

▼金利 年1.5%（別途保証料：年0.7%）

▼対象 県内に1年以上継続して居住または勤務している人（前年税込年収150万円以上）で育児休業・介護休業を取得する人

▼申込方法 県内の中央労働金庫までお申し込みください

▼その他 詳細は左記にお問い合わせください

■県労働政策課 ☎029-30113635

お知らせ
財務省関東財務局「多重債務等の相談窓口」

財務省関東財務局では、多重債務・電子マネーの架空請求・悪質な業者による詐欺的な投資勧誘等に関して、専門の相談員による各種の無料相談窓口を開設しています。

ひとりで悩まずにご相談ください。秘密は厳守します。

▼受付時間 ①午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

②午前8時30分～正午、午後1時～5時

③午前9時～午後5時

①多重債務相談（借金返済・高金利貸付・悪質取立て）

☎029-221-3190

②電子マネー詐欺相談（架空請求・サクラサイト）

☎029-221-3195

③投資勧誘相談（未公開株・社債・ファンド） ☎048-61313952

代外
歯のなんでも電話相談開催（無料）

ふだん歯医者さんに聞けない、歯に関する悩みや質問をお答えします。

▼期日 11月12日（日）

▼時間 午後2時～5時

▼電話番号 ☎823-7930

▼回答者 歯科医師

▼相談内容 入れ歯・お子さんの歯の悩み・インプラント・口臭・矯正・歯周病等、歯に関する悩みを受け付けます

■県保険医協会 ☎823-7930

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 11月14日（火）～16日（木）、日没から約3時間以内（各機2時間基準）

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211（3420）

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。



のお歳暮

全国宅配無料

最大 30%OFF!

送料無料で価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 精理

稲敷郡阿見町若栗 1766-3

（サラダ館阿見中央店併設）

TEL 029-840-2438

FAX 029-887-3422

■営業時間：AM10:00～PM6:00

■定休日：水曜日

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日 時 11月2日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心
配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～
4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,415人 (+ 21) ▽10月1日現在
- 男 性 23,472人 (+ 15) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,943人 (+ 6) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,240世帯 (+ 35) ▽情報広報課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)

納期限 11月30日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)

納期限 12月25日(月)

救急車出動状況 9月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	96件(987)
出場件数 160件(1,534)	交通事故	20件(171)
	一般負傷	21件(184)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	23件(192)
	合 計	160件(1,534)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報
課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、
中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセ
ンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の
各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行
阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城
県信用組合阿見支店